平成２３年（フ）第３９６号
茨城県鉾田市阿玉1126番地59
債務者　塚本　敏雄
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４１４号
茨城県ひたちなか市大字田彦524番地５
債務者　熊久保美代子（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１６６号
茨城県つくばみらい市谷井田1270番地５
債務者　佐々木　学
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０５号
茨城県土浦市中高津１丁目７番７号
債務者　柳澤　和恵
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２７号
茨城県石岡市貝地１丁目１番37号　とき和コーポＤ103、前住所茨城県石岡市貝地１丁目１番25号
債務者　冨田　真希（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３３号
茨城県石岡市東石岡２丁目６番６号　友部住宅
債務者　藤原　史子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第９８号
千葉県木更津市羽鳥野６丁目20番地10　ソレイユルヴァンＢ―201
債務者　山下　正樹
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第９９号
千葉県木更津市羽鳥野６丁目20番地10　ソレイユルヴァンＢ―201
債務者　山下　麻衣（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１１１号
千葉県袖ケ浦市福王台４丁目10番地９　カサヴェールＡ102号
債務者　田崎　道代
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１７８７号
名古屋市天白区久方３丁目31番地
債務者　古橋はるみ
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８５７号
名古屋市港区いろは町３丁目８番地　新いろは荘１棟504号
債務者　中田工業こと中田大介こと　金　　大介
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０２１号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字塔ノ下69番地７
債務者　諫山　香織
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９号
三重県熊野市井戸町747番地４、前住所三重県熊野市木本町696番地65
債務者　川上　桑文
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第４９６号
大津市仰木の里４丁目13番５―202号
債務者　畑中　裕子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１９号
滋賀県野洲市栄29番21号
債務者　向本　行寛
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２０号
滋賀県野洲市栄29番21号
債務者　向本　里美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２７号
滋賀県守山市浮気町340番地１　シャルム東守山４―Ａ
債務者　梅棹　　了
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大津地方裁判所民事部